



第26期
生活クラブ福祉たすけあい助成
(2026年度通常型)

募集要項
(2026年10月助成)

申請受付期間：2026年4月13日(月)～5月22日(金)



1.生活クラブ福祉たすけあい助成の趣旨・目的

- ① 生活クラブ福祉たすけあい助成は、これからの地域社会を創っていくために、その基盤となる市民同士のたすけあう自発的な世界を豊かにしていくことを目指して設置したものです。
- ② 生活クラブ福祉たすけあい助成は、生活クラブまちづくり基金からの寄付により、おおぜいの力でまとまった資金を作り出すのがこの基金の特徴です。市民の持っている力を出し合って市民社会を創っていくための助成です。

2.助成対象分野

- ① 日常の生活の質の向上を目的とした自発的な公益活動に助成します。

3.助成対象となる団体

- ① 神奈川県内で地域課題の解決や地域社会の発展に寄与するために非営利で福祉、たすけあいの事業や活動を実践している市民事業・活動団体。
- ② 県外の活動への助成申請の場合は、活動団体の本拠地が神奈川県内にあり、神奈川へ活動を還元できる市民事業・活動を行っている団体。
- ③ 法人格の有無は問いません。⇒ただし定款または規約、会則等を有し、3人以上で活動していること
- ④ 以下のいずれにも該当しない団体
 - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - ・反社会的勢力と関係のある団体
- ⑤ 事前相談へ参加した団体。（事前相談への参加がない場合は申請できません）
 - ・但し過去に当財団から福祉たすけあい助成を受けたことがある団体は事前相談を必須とはしません。

事前相談期間：2026年4月13日（月）～5月15日（金）

事前相談は、電話にて申し込みください。045-620-9044

4.助成対象となる事業

- ① 地域課題の解決やたすけあいの活動、またそれらに関連した自発的な事業とします。
- ② 助成金の対象は2025年10月～2026年9月までに実施される事業・活動とします。
- ③ 申請事業・活動について、福祉たすけあい基金以外で助成金、補助金等を受ける場合は、助成対象外です。

5.募集時期

・2026年4月13日（月）～5月22日（金）17：00必着（Eメール）

6.助成額と制限

- ① 助成総額は、400万円です。
- ② 1件の助成上限金額を100万円とします。（申請額は、1,000円未満は切り捨て）
- ③ 1団体1申請とします
- ④ 過去3年間に福祉たすけあい助成（通常型、スタート助成）を受けた団体は申請できません。
- ⑤ かながわ生き生き市民基金が行う他の助成プログラムとの同時申請はできません。

7.助成対象項目

①助成対象期間：2026年10月～2027年9月に実施される事業・活動。

② 助成対象となる経費の項目は下記のとおりです。

「会議費」「旅費・交通費」「通信運搬費」「消耗品費」「印刷製本費」「賃借料」「諸謝金」「広報費」「物品購入費」「その他」

詳細は申請書【科目の詳細】をご覧ください。

③下記の費用は助成の対象外となります。

・人件費・管理費・法人格取得費用・飲食費（食材費含む）

※助成金の使途は申請時の予算書の範囲内に限ります。

8.選考方法

① 選考方法は書類選考とします。

② 選考は、かながわ生き活き市民基金が設置する選考部会および選考委員会にて行います。

③ 選考審議により、助成が決まった場合でも申請金額より下回る場合もあります。

9.選考基準

① 生活クラブ福祉たすけあい基金の趣旨と条件に合致していること。

② 目標、事業・活動計画、事業予算、助成金の使いみち（方針）が明確で、妥当なものであること。

10.評価のポイント

・選考においては、以下を評価ポイントとし考慮して選考を進めます。

① 解決する地域課題と解決策の道すじが明快。

② 課題や事業・活動の先駆性

③ 社会や地域を巻きこむ参加性

④ 事業・活動の持続性

⑤ 課題に対する事業・活動の有効性

11.申請方法

・所定の申請書に必要事項を記入の上、Eメールで提出ください。（郵送、FAX 不可）

・申請書は、かながわ生き活き市民基金ホームページからダウンロードしてください。

・申請書は Word 形式で提出ください。（手書き不可）

提出書類

<必須書類>（所定書式／ホームページからダウンロード）

申請書

添付資料

① 前年度（2025年度）年度の決算書類（収支計算書など）

② 前年度（2025年度）年度の活動報告（事業報告書など）

③ 事業年度（2026年度）の予算書類

④ 事業年度（2026年度）の活動計画書（事業計画書など）

⑤ 定款または団体規約（会則）

※任意団体の場合は、規約（会則）に以下のような項目が含まれていること。

団体の名称、目的、活動・事業の種類、会員（会費）、役員、総会等、規約の変更の要件、施行日

⑥ 役員名簿

⑦ 1万円以上の物品を購入する場合は、見積書またはカタログ等の金額や内容が分かるものを添付

※申請に会議室、ホールまたは物品等を借りる際の費用を含んでいる場合は、料金表等、金額が分かるもの

※講師謝金などについては内訳（見積書、一覧表など）を提出ください

※1万円未満の物品購入については一覧表を提出ください

⑧ その他（パンフレットや活動チラシ、掲載新聞記事など（任意）

12.助成決定と助成時期

- ① 助成決定は2026年9月を予定しており、決定しだい申請団体へ結果を通知します。
- ② 助成が決定した団体は2026年10月上旬までに団体が指定する口座へ振込にて助成します。

13.助成金贈呈式・活動交流会

- ① 助成金贈呈式・活動交流会をおこないます（12月開催予定）。助成が決まった団体はご参加ください。目録の贈呈を行います。

14.報告書提出及び報告会

- ① 報告書は2027年10月に提出いただきます。

15.寄付参加のお願い（任意）

- ・市民基金の趣旨として、市民資金の循環をつくるためにご協力をお願いしています。

福祉たすけあい基金 1口1,200円

賛助会費 団体1口10,000円、個人1口1,000円

16 その他

- ・選考に際してヒアリングや現地訪問、追加資料の提出を求めさせていただくことがあります。
- ・当基金のホームページや情報誌に活動状況を掲載させていただくことがあります。
- ・選考委員に申請団体と利害関係者がいる場合は、「かながわ生き生き市民基金助成事業の選考に関する規程」において、当該選考委員を利害関係のある選考審査から外して選考を行うことを規定しており、該当するケースがあった場合はそのように運用します。

【連絡先】公益財団法人かながわ生き生き市民基金

住所：〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-2-15 パレアナビル 6F

TEL：045-620-9044 FAX：045-620-9045

mail: sinsei@lively-citizens-fund.org